

3 推進目標Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題8 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17)

DV（配偶者等からの暴力）対策の推進

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、被害者の多くが女性であり、その背景には男女間の社会的地位や経済力の格差、固定的役割分担意識、家庭内での暴力の容認など、男女共同参画の妨げとなる根本的な要因があります。

平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、その後、3回の法改正を経て、現行法では、配偶者（元配偶者を含む）だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も適用対象となりました。

平成26年度に長崎市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、女性の24.5%がDVを受けている又はその被害について見たり聞いたりしたことがあると回答しています。（図表:20）

暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、DVについて正しい理解を深めるとともに、相談窓口の周知や、相談体制の充実、被害者の自立支援等の対策を推進します。

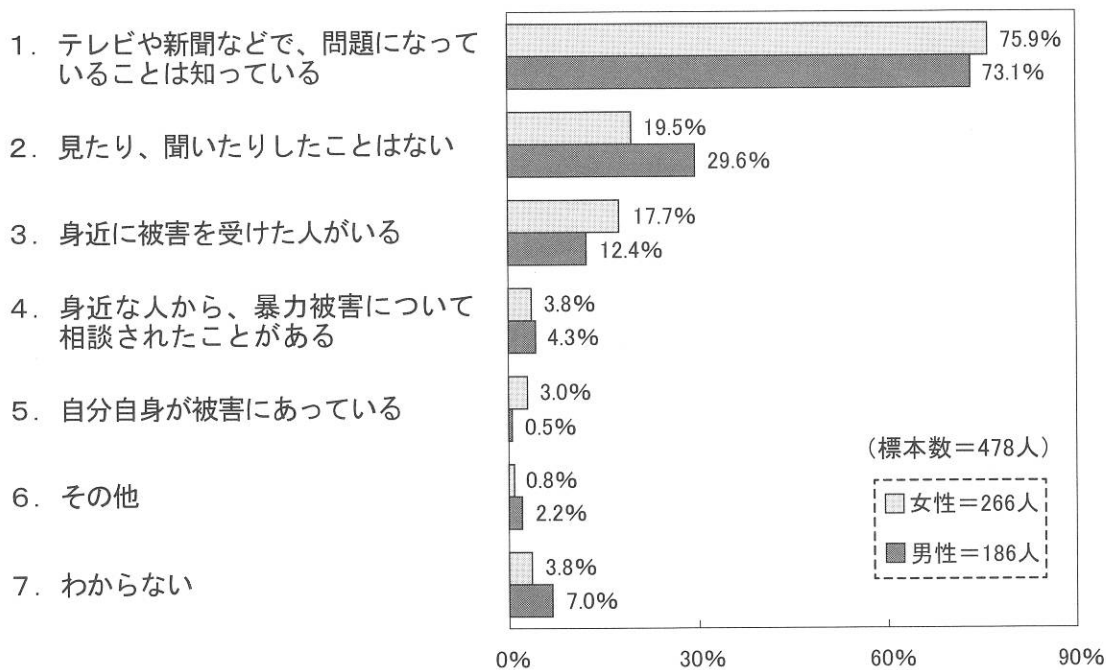
長崎市においては、平成23年4月から男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、必要な助言、関係機関の情報提供等、被害者の意思を尊重しながら支援を行っています。

DV行為は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで様々な形で連携していくことが求められます。そのため、関係各課、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図ります。

また、DVの未然防止啓発として、若年層に対して、主に長崎市内の中学校等において、「デートDV防止授業」を民間団体の協力を得ながら、積極的に実施しています。DVの正しい知識と心と身体の大切さなど、対等な人間関係の形成を図る意識啓発を推進します。

(図表:20) 配偶者や親しい異性(恋人等)の間での暴力(DV)やその被害について、見たり聞いたりしたことがありますか【複数回答】

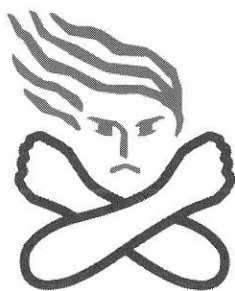
(長崎市男女共同参画に関する意識調査/平成26年度より)



取組番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
55	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	開催回数	1回	1回	男女共同参画推進センター
56	啓発物やホームページ等による、DVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	発信回数	1回	1回	男女共同参画推進センター
57	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	生徒 教職員 保護者	開催回数	17回	20回	男女共同参画推進センター
58	相談員の資質向上及び心理的ケアのためのケース会議の開催	相談員	開催回数	12回	12回	男女共同参画推進センター
59	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	会議開催回数	1回	1回	人権男女共同参画室
60	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	DV被害者	住戸の確保数	2戸	2戸	住宅課

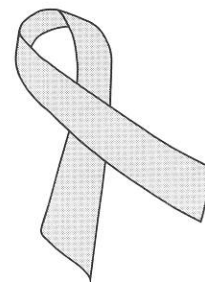
継続して取り組む内容	対象	所管課
DVに関する一般相談	市民	男女共同参画推進センター／安全安心課
一般相談、法律相談	市民	
相談員の資質向上及び情報交換のためのDV対策等の関係会議への参加	相談員	男女共同参画推進センター／人権男女共同参画室
DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住居情報を、加害者に知られないようにするために行う保護措置(住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限)	DV被害者	市民課
DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室
配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課
長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営 (障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。

パープルリボン



平成6年、アメリカで近親姦やレイプの被害によって生まれたもので、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

施策の方向(18)

セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

女性の社会進出が進むにつれて、配慮すべき問題として、^{※1}セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）があります。雇用の場におけるセクハラについては、男女雇用機会均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校・研究分野・地域活動などあらゆる分野においても、セクハラ^{※1}の未然防止が必要です。

近年では、様々な場面において、ハラスメントという言葉が使われるようになりました。セクハラ以外にも、^{※2}パワーハラ、^{※3}モラハラ、^{※4}マタハラ等があり、造語のものもありますが、どのハラスメントも継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える許されない行為ということでは共通しています。ただ、被害を受けても人間関係を継続していくため、「NO」と言えない場合があることも事実です。

長崎市では、セクハラ等防止の講座開催や、ホームページ等を活用した情報発信による意識啓発、並びに被害を受けた場合の相談の実施及び相談機関の周知を行います。

※1 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的な発言などの行為

※2 パワー・ハラスメント（パワーハラ）

職場内にて、職務上の地位や人間関係など、職場内の優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為

※3 モラル・ハラスメント（モラハラ）

身体的ではなく、精神的・情緒的な次元を通じて行われる継続的な倫理観でのいじめ・嫌がらせなどの行為

※4 マタニティハラスメント（マタハラ）

働く女性に対する、妊娠・出産・育休などを理由とした、解雇・雇い止め・降格など不利益な取扱い

取組番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
61	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民事業者	開催回数	1回	4回	男女共同参画推進センター
62	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体へのセクシュアル・ハラスメント等に関する啓発	市民事業者	発信回数	3回 (H23~H26年度平均)	3回	産業雇用政策課
63	市職員(新規採用職員や管理職員等)へのセクシュアル・ハラスメント防止研修の開催	市職員	開催回数	3回	3回	人事課

継続して取り組む内容	対象	所管課
セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	男女共同参画推進センター
外部の専門家で構成する調査等審議会の設置による、セクシュアル・ハラスメントに関する相談等	市職員	人事課

